

議案第 126 号

伊賀市印鑑条例の一部を改正する等の条例の制定について

伊賀市印鑑条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市印鑑条例の一部を改正する等の条例

(伊賀市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市印鑑条例（平成 16 年伊賀市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を削る。

第 11 条第 1 項中「又は住基カード（住基カード条例第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するサービスを利用するために必要な処理をしたものに限る。次項及び第 15 条から第 18 条までにおいて同じ。）」を削り、同条第 2 項中「又は住基カード」を削る。

第 15 条から第 17 条までの規定中「又は住基カード」を削る。

第 18 条の見出し中「多機能端末機又は窓口受付端末機」を「民間端末機」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「又は窓口受付端末機」を削り、同項を同条とする。

(伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止)

第 2 条 伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 20 年伊賀市条例第 46 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 29 日から施行する。